

官報

号外

昭和五十六年二月十日

第九十四回国衆議院會議録 第五号

昭和五十六年二月十日(火曜日)

昭和五十六年二月十日
午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件
国家公安委員会委員長任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
中央社会保険医療協議会委員長任命につき同意を求めるの件

昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)
昭和五十五年特別會計補正予算(特第1号)
昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)

昭和五十五年水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)
農業共済再保険特別會計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般會計からする繰入金等に関する法律案(内閣提出)

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号
人事官任命につき同意を求めるの件等四件 昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)外二件

午後三時三十三分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員長任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員長任命につき同意を求めるの件

○議長(福田一君) お諮りいたします。

人事官に愛川重義君を、

国家公安委員会委員に平岩外四君を、

社会保険審査会委員長に加藤信太郎君を、

同委員に黒木延君を、

中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、人事官、国家公安委員会委員及び中央社会保険医療協議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、社会保険審査会委員長及び同委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

○鹿野道彦君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)、昭和五十五年特別會計補正予算(特第1号)、昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)
昭和五十五年特別會計補正予算(特第1号)
昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)

○議長(福田一君) 昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)、昭和五十五年特別會計補正予算(特第1号)、昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長小山長規君。

昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)及び同報告書
昭和五十五年特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書
昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 ただいま議題となりました昭和五十五年一般會計補正予算(第1号)外二件につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算三件は、去る一月二十六日予算委員会に付託され、同月三十日に提案理由の説明を聴取し、昨二月九日及び本十日の両日質疑を行い、討論、採決をいたしましたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般會計は、歳入歳出とも、それぞれ一兆九百二十五億円を追加するものであります。歳入におきましては、最近までの税収等の実績を勘案し、租税及び印紙収入について七千三百四十億円、専売納付金等税外収入について三百二十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金三千二百六十五億円の受け入れを行っております。

なお、公債につきましては、建設公債を一千七百億円追加し、特例公債を一千七百億円減額することとしており、公債金の総額は当初予算額と同額であります。

歳出におきましては、低温などによる農産物被害の異常な発生に伴う農業保険費の追加一千四百八十億円、本年度発生災害による災害復旧等事業費の追加八百七十一億円のほか、給与改善費、地方交付税交付金、国債整理基金特別會計への繰り入れ、その他義務的経費等の追加を行うとともに、既定経費の節減等一千五百五十九億円の修正減少を行っております。

以上の結果、昭和五十五年度の補正後の一般會計予算額は、歳入歳出とも四十三兆六千八百十四億円となり、公債依存度は三二・七%となることとなります。

特別會計予算におきましては、一般會計予算の補正等に関連して、厚生保険特別會計、農業共済再保険特別會計等の十三特別會計について所要の補

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号

正を行い、また、政府関係機関予算においては、日本専売公社、日本国有鉄道、住宅金融公庫及び環境衛生金融公庫等について所要の補正を行うこととしたしております。

次に、質疑のうち、主なるものについてその概要を申し上げます。

まず、本年度の消費者物価の見通しについて、「政府は、当初六・四％と言ひ、今回それを七％程度に改めたが、一月の東京都部部の物価上昇率から見ると七・七％ぐらいになると思われ、八％以上になると言う人もいます。政府は七％台に抑える自信があるのか」との趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「仮定を置いて計算すれば七・七％という数字が出るが、政府は、現在七％程度を目標に全力を挙げて努力しており、八％になることはない」と旨の答弁がありました。

次に、「今回の補正予算では、源泉所得税の税収が特に増加しているが、これは五十三年度以来制度の手直しをしていないためである。政府は、すぐ国際比較を持ち出して、日本の課税最低限は最も高いと言っているが、実質所得の点から見ると、わが国は食料品や住居費の負担がきつめて大きいので、課税最低限が諸外国に比べて高いとは決して言ひ得ない。ことに、サラリーマンは、所得の全額を捕提されているのであるから、この際、物価調整減税を実施すべきではないか」との趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「わが国は、高額所得層の所得税は高いが、中堅所得層の税額を比較すると、たとえ税額がいまの倍になつたとしてもまだ低い。また、ヨーロッパでは、間接税の割合が大きいという問題もある。数年間据え置いているため、税負担が重くなっている点もわかるけれども、現在の財政事情や財源問題もあるので、調整減税はしばらくがまんしてほしい」と旨の答弁がありました。

次に、「財政再建のため、政府は、五十七年度に大型消費税の導入を考えていると伝えられており、また、政府税調の中期答申も出ている。一昨

昭和五十五年一般会計補正予算(第一号)外二件 昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案外一案

年十二月の国会の決議もあるが、政府としてはこれらをとる取り扱ふつもりか」との趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「一般消費税に関する国会決議は、政府としても重要視しており、これを尊重するが、税調の提言も幅広い観点から慎重に検討する。財政再建は、肥大化した行財政にメスを加え、減量合理化を図ることを基本としているが、これは国会全体の協力が必要である。政府としても、安易に増税に頼って財政再建を進めることは考えていない」と旨の答弁がありました。

次に、「五十四年度産米は百七十八万トン余っているが、五十五年産米が百万トン不足するため、その半ば以上を消費してしまふことになる。他方、二百萬トンの備蓄体制は今後も続けることとなつており、五十六年も不作のおそれが多分にある上、米の需要拡大も図っているのであるから、第二期減反計画は、なぜ行わなければならないのか」との趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「一、五十六年も不作の場合には、五十三年度産米を飯米として使用することも考えられる。二期減反計画は、米の長期需給見通しの上に立つて計画されたものであり、前回の経験もあるもので、この際変更することなく、ぜひとも実施したい」と旨の答弁がありました。

以上のほか、総理のASEAN訪問その他の外交問題、物価と年金との関係、社会保障と所得制限、薬価基準の改定、十全会病院事件、武器輸出問題などについて熱心な質疑応答が行われたのでありますが、詳細は會議録により御承知願ひたいと存じます。

本日、質疑終了後、補正予算三件を一括して討論に付しましたところ、自由民主党及び新自由クラブは賛成、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合及び日本共産党は反対の討論を行い、引き続き採決を行った結果、昭和五十五年度補正予算三件は、賛成者多数をもっていずれも可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決であり、また三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○鹿野道彦君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、大蔵委員長提出、昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、委員会の審査を省略し、内閣提出、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案と、委員長の趣旨を明及び報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 昭和五十五年の水田利用再

編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨を明及び報告を求めます。大蔵委員長綿貫民輔君。

昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○綿貫民輔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

初めに、大蔵委員長提出、昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本日本大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものでありまして、昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十五年において約十二億円と見積もられますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要

性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十五年度におきまして、全国的な異常低温、長雨等による水稲、大豆、温州ミカン等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金の支払いが著しく増大するため、これらの勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、而勘定の再保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に千三百九十二億七千六百六十八万九千円、果樹勘定に四十七億二千三百三十五万五千円を繰り入れることができることとするものであります。

業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとするものであります。

なお、これらの一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業勘定または果樹勘定におきまして決算上の剰余が生じ、この剰余から再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余がある場合には、それぞれこれらの繰入金に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

本案につきましては、審査の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

昭和五十六年二月十日 衆議院会議録第五号

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

出席閣僚大臣

午後三時五十四分散会

内閣総理大臣	鈴木 善幸君
法務大臣	奥野 誠亮君
外務大臣	伊東 正義君
大蔵大臣	渡辺 美智雄君
文部大臣	田中 龍夫君
厚生大臣	園田 直君
農林水産大臣	亀岡 高夫君
通商産業大臣	田中 六助君
運輸大臣	堀川 正十郎君
郵政大臣	山内 一郎君

労働大臣	藤尾 正行君
建設大臣	斎藤 滋与史君
自治大臣	安孫子 藤吉君
国務大臣	大村 襄治君
国務大臣	鯨岡 兵輔君
国務大臣	河本 敏夫君
国務大臣	中川 一郎君
国務大臣	中曾根 康弘君
国務大臣	中山 太郎君
国務大臣	原 健三郎君
国務大臣	宮澤 喜一君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受理)

一、今日、内閣から、人事官に愛川重義君を任命したので、国家公務員法第五十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、国家公安委員会委員に平岩外四君を任命したので、警察法第七十一条の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、社会保険審査会委員長に加藤信太郎君を、同委員に黒木延君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命したので、社会保険協議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る三日、福田議長は、鈴木内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十四回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 後藤 利雄

内閣総理大臣官房総務課長 小島 弘伸

内閣総理大臣官房秘書官 和田 善一

総理府人事局次長 森 卓也

警察庁刑事局保安部長 谷口 守正

行政管理庁長官官房審議官 林 伸樹

行政管理庁長官官房審議官 佐々木 晴夫

北海道開発庁計画課長 富士野 昭典

防衛庁長官官房防衛審議官 西廣 整輝

経済企画庁調整局審議官 大竹 宏繁

経済企画庁物価局審議官 齊藤 成雄

審議官兼物価局審議官 川合 英一

科学技術庁長官官房審議官 高岡 敬展

科学技術庁原子力安全局長 後藤 宏

環境庁長官官房審議官	石川 丘	
環境庁企画調整局長	七野 護	
国土庁長官官房審議官	柴田 啓次	
法務大臣官房審議官	水原 敏博	
法務大臣官房審議官	千種 秀夫	
外務大臣官房審議官	栗山 尚一	
外務大臣官房外務参事官	関 栄次	
外務省経済局長	渡辺 幸治	
大蔵大臣官房審議官	羽澄 光彦	
大蔵大臣官房審議官	水野 繁	
同	梅澤 節男	
同	矢澤 富太郎	
同	垂水 公正	
同	小山 昭蔵	
同	吉田 正輝	
同	宮本 保孝	
同	橋崎 泰昌	
大蔵省国際金融局長	大場 智満	
厚生大臣官房審議官	吉原 健二	
同	金田 伸二	
厚生省環境衛生局長	山村 勝美	
同	局水道環境部長	勝美

昭和五十五年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案外一案 朗読を省略した

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

厚生省医務局長	山本 純男
農林水産大臣官房技術審議官	山極 栄司
農林水産大臣官房審議官	矢崎 市朗
同	高畑 三夫
同	戸田 博愛
同	柴田 益男
通商産業大臣官房審議官	神谷 和男
同	植田 守昭
同	真野 温
通商産業省通商政策局次長	高橋 宏
資源エネルギー庁	石月 昭二
長官官房審議官	小野 維之
運輸大臣官房総務審議官	西村 康雄
運輸大臣官房審議官	永光 洋一
運輸省鉄道監督	犬井 圭介
局固有鉄道部長	多田 稔
運輸省航空局長	松井 達郎
労働大臣官房審議官	小粥 義朗
同	寺園 成章
労働省労働基準局賃金福祉部長	加藤 孝
労働省職業安定局失業対策部長	川上 幸郎
建設大臣官房総務審議官	松谷 蒼一郎
建設省住宅局参事官	大嶋 孝
自治大臣官房審議官	矢野 浩一郎
同	金子 憲五
同	川俣 芳郎
自治省行政局公務員部長	宮尾 盤
自治省行政局選挙部長	大林 勝臣

(政府委員任命)

一、去る三日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、三日議長において承認した後藤利雄外六十二名を同日第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議員死去)	
一、神奈川第四区選出議員高橋高望君は、去る一月三十日死去された。	
(理事補欠選任)	
一、去る一月二十九日、大蔵委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	
理事 伊藤 茂君 (理事佐藤綱樹君去る一月二十九日理事辞任につきその補欠)	
理事 鳥居 一雄君 (理事渡部一郎君去る一月二十九日理事辞任につきその補欠)	
一、去る二日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。	
理事 和田 一仁君 (理事西田八郎君去る二日委員辞任につきその補欠)	
(常任委員辞任及び補欠選任)	
一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
決算委員	
辞任 和田 一仁君	補欠 高橋 高望君
高橋 高望君	和田 一仁君
議院運営委員	
辞任 高橋 高望君	補欠 和田 一仁君
甘利 正君	中馬 弘毅君
中馬 弘毅君	甘利 正君
和田 一仁君	高橋 高望君
一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
商工委員	
辞任 植竹 繁雄君	補欠 正示啓次郎君
宮下 創平君	始関 伊平君
始関 伊平君	宮下 創平君

建設委員	
正示啓次郎君	植竹 繁雄君
鹿野 道彦君	補欠 砂田 重民君
砂田 重民君	武藤 嘉文君
武藤 嘉文君	鳴田利太郎君
科学技術委員	
辞任 伊藤 宗一郎君	補欠 江崎 真澄君
江崎 真澄君	伊藤 宗一郎君
予算委員	
辞任 江崎 真澄君	補欠 椎名 素夫君
始関 伊平君	中村正三郎君
正示啓次郎君	宮下 創平君
砂田 重民君	平沼 起夫君
武藤 嘉文君	鹿野 道彦君
渡辺 栄一君	鳴田利太郎君
不破 哲三君	中路 雅弘君
鹿野 道彦君	武藤 嘉文君
鳴田利太郎君	渡辺 栄一君
椎名 素夫君	江崎 真澄君
中村正三郎君	始関 伊平君
中村 重光君	砂田 重民君
平沼 起夫君	正示啓次郎君
宮下 創平君	不破 哲三君
東中 光雄君	補欠 不破 哲三君
不破 哲三君	東中 光雄君
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
法務委員	
辞任 武藤 山治君	補欠 中村 重光君
中村 重光君	武藤 山治君

商工委員	
辞任 宮下 創平君	補欠 江崎 真澄君
上坂 昇君	横路 孝弘君
江崎 真澄君	宮下 創平君
横路 孝弘君	上坂 昇君
通信委員	
辞任 川崎 二郎君	補欠 正示啓次郎君
吹田 悦君	藤本 孝雄君
正示啓次郎君	川崎 二郎君
藤本 孝雄君	吹田 悦君
予算委員	
辞任 江崎 真澄君	補欠 近藤 元次君
正示啓次郎君	宮下 創平君
藤本 孝雄君	工藤 巖君
渡辺 栄一君	鳴田利太郎君
中村 重光君	武藤 山治君
不破 哲三君	正森 成二君
横路 孝弘君	井上 一成君
正森 成二君	安藤 巖君
渡辺 栄一君	藤本 孝雄君
江崎 真澄君	正示啓次郎君
横路 孝弘君	中村 重光君
中村 重光君	不破 哲三君
安藤 巖君	補欠 西田 八郎君
西田 八郎君	補欠 和田 一仁君
和田 一仁君	補欠 不破 哲三君
不破 哲三君	補欠 不破 哲三君

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

予算委員

辞任

補欠

宇野 宗佑君

椎名 素夫君

始関 伊平君

石井 一君

砂田 重民君

倉成 正君

瀬戸山三男君

泰道 三八君

渡辺 栄一君

鴨田利太郎君

不破 哲三君

小林 政子君

河野 洋平君

小杉 隆君

寺前 慶君

簗崎 幸代君

石井 一君

始関 伊平君

鴨田利太郎君

渡辺 栄一君

倉成 正君

砂田 重民君

椎名 素夫君

宇野 宗佑君

泰道 三八君

瀬戸山三男君

渡辺 栄一君

寺前 慶君

簗崎 幸代君

不破 哲三君

小杉 隆君

河野 洋平君

懲罰委員

辞任

補欠

東中 光雄君

不破 哲三君

不破 哲三君

東中 光雄君

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

倉成 正君

砂田 重民君

大蔵委員

辞任

補欠

渡部 一郎君

矢野 絢也君

矢野 絢也君

渡部 一郎君

農林水産委員

辞任

補欠

上草 義輝君

始関 伊平君

小里 貞利君

塩崎 潤君

川田 正則君

正示啓次郎君

始関 伊平君

上草 義輝君

商工委員

辞任

補欠

武田 一夫君

草川 昭三君

草川 昭三君

武田 一夫君

運輸委員

辞任

補欠

中馬 弘毅君

河野 洋平君

予算委員

辞任

補欠

始関 伊平君

近藤 元次君

塩崎 潤君

小澤 深君

正示啓次郎君

倉成 正君

砂田 重民君

鴨田利太郎君

渡辺 栄一君

寺前 慶君

矢野 絢也君

不破 哲三君

不破 哲三君

河野 洋平君

河野 洋平君

草川 昭三君

草川 昭三君

藤田 スミ君

小澤 深君

近藤 元次君

宮下 創平君

草川 昭三君

草野 威君

正示啓次郎君

渡部 一郎君

矢野 絢也君

源崎 博義君

不破 哲三君

懲罰委員

辞任

補欠

東中 光雄君

不破 哲三君

不破 哲三君

東中 光雄君

(常任委員死去)

一、去る一月三十日、議院運営委員高橋高望君は死去された。

(理事補欠選任)

一、去る五日、公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事

中井 治君

(理事高橋高望君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

特別委員辞任及び補欠選任

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

高橋 高望君

西田 八郎君

一、去る一月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

木部 佳昭君

工藤 巖君

物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

工藤 巖君

木部 佳昭君

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

西田 八郎君

中井 治君

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

堀 昌雄君

山本 幸一君

堀 昌雄君

山本 幸一君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月三十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和五十六年度一般会計予算

昭和五十六年度特別会計予算

昭和五十六年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

昭和五十六年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和五十六年一月三十日

衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 小山 長規

(議案提出)

一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

酒税法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

印紙税法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び道路改良促進法の一部を改正する法律案

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
一、今十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案付託)

一、去る一月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

交通安全対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、今十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(調査要求承認)

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項

四、金融に関する事項
五、証券取引に関する事項
六、外国為替に関する事項
七、国有財産に関する事項
八、専売事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十六年一月二十九日

大蔵委員長 綿貫 民輔

衆議院議長 福田 一殿

(質問書提出)

一、去る一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

丸山ワクチンに対する不正な行政措置に関する質問主意書(草川昭三君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に関する再質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る一月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出関西新空港に関する

質問に対する答弁書

関西新空港に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年十二月二十二日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 福田 一殿

関西新空港に関する質問主意書

運輸省の示す関西新空港計画に関する来年度予算折衝の結果、大蔵省は運輸省に対して、空港計画に先立つて、伊丹空港の存廃の問題、土砂採取運搬に関する環境破壊、公害問題、埋立工事における地盤改良、護岸工事等の技術問題等が明らかでなく、これら資金需要要因の多い問題に対する資本計画が明らかにならなければ、予算措置はできないとして、計画案を差し戻したと聞いている。運輸省の空港計画には多くの問題点があり、大蔵省のこの措置は、現段階においては当然の措置と考えるものである。

新空港建設については最近、泉州沖新空港に代わる阪神沖空港案が提唱されるなど関西新空港についての国民の合意は必ずしも一致を見ておらず、大型プロジェクトであるだけにその取り扱いには、慎重な検討を経て真に国益にかなう空港計画案を作るべきと確信するものである。

以上を踏まえて次の事項につき質問をする。

一 大蔵省は運輸省の示す縮小案を差し戻したと聞いているが、事実か。もし事実であればその理由は何か。

二 大蔵省は、大蔵省の意向に沿った縮小案を提出すれば、「改めて検討する」と言っているが、大蔵省の持つ意向とは何か。具体的に説明されたい。

三 私は昭和五十五年三月三日、衆議院予算委員会の席上、次の質問をした。「審議会の資料に『ボーリング等によつて大阪湾東岸の海岸線に沿つて大きな泉佐野断層がある』ということが想定されておる」というような文章があるのですが、やはり泉佐野には年平均一ミリぐらいの移動をするというような断層があるのかどうか、お伺いしたいと思います。」

これに対して松本操運輸省航空局長は、「四十九年まで審議を行つておりました航空審議会の答申が出ました時点におきまして、先生もおつしやいましたような泉佐野断層の存在についての疑問が論じられたのは事実でございますが、その後私どもが調査いたしました現在に至つております過程におきましては、ここにおきまして断層というものは現在のところ正確にその位置が発見されているわけではございません。かつこれは相当長期にわたつていまいおつしやつていまいと別途確認をされておりますので、なお今後の詳細な調査を待つべき点があるいはあるかもしれないけれども、現実におきましては、おつしやするような断層による障害の発生というところが大きな問題になるであろうというふうには考えていない次第でございます」と答弁した。

これに対して私は、「そう簡単にこの断層というものについて影響しないということが言い切れるかどうか非常に問題だと思つたのです。だからこそ逆に、慎重な審議をしたらどうだろうか、私はこう思います。」と更に同局長に追及した。

しかるに本年十一月十一日の神戸新聞の報ずるところによれば、十一月十日、我が国の地震学の権威、神戸大学の三東哲夫教授は、泉州沖に計画されている同空港建設構想について、「地震学上最も危険な場所である」との見解を明らかにし、「地震学上、埋立による海上空港は避けるべきだ。どうしてもというなら位置を北へずらして中央構造線から遠ざけ、壊滅的打撃を回避すべきだ。」と警告している。

これに対して、上村正明運輸省航空局関西国際空港計画室長は談話として、「三東教授の意

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

見ていくと、空港の位置まで再検討するなど大変なことになる。」と述べたことが報ぜられている。更に同議長は、「そんな事態になれば空港の安全どころではないわけで、そこまで考える必要があるとは思えない。」とも述べている。

これは今なお慎重審議を避けんとする態度であり、安全な空港建設を行おうとする態度を欠いていると言わざるを得ない。このような政府の態度は基本的に間違っていると思うがどうか。また、この段階にあつては、焦らず、地震問題を含めた建設工法、建設場所等慎重審議することが必要であると思うがどうか。

四 昭和五十五年十一月初旬、運輸省は空港縮小案を発表したが、本案に示す護岸工事の図面によると、修正案では、在来の護岸設計を大幅に切りつめ、いわゆる節約型工法となつてゐる。私は、旧案の地盤改良方法であつても地震対策上は不十分と聞いており、一方、三東教授の「泉州沖埋立工事は中止せよ。」との警告があるということは、極めて重大である。この警告をどう受け止めるか。更に、長期にわたつて出た護岸計画をどのような技術的根拠によつて節約型工法に変わったか。節約型工法によればますます技術的不信を招くが、何故技術問題を無視して強行するのかについて説明されたい。

五 縮小案によると護岸工事のみについて修正案が出されているが、地盤改良等については修正はないのか。あるとすればその技術的根拠を示されたい。特に耐震対策について問題はないか。

六 大蔵省は、現計画ではアクセス、地域整備計画等の費用が多く、その他漁業補償をはじめ、土砂採取運搬に伴う補償等の経費が全く織り込まれていないとして再検討を求めたと聞いている。また、前述した阪神沖空港は、泉州沖空港計画案の建設費六兆八千九百億円に比べ一兆千五百億円の建設費でよいとされている。国の財政事情等を考慮し泉州沖空港の代案として阪神

沖空港案を検討する必要があるか説明された。

七 新空港建設費の比較等、多くの問題点を山積したまま新空港建設を急ぐことについて多くの国民は疑問を持つており、これが明確にされないまま泉州沖に空港を建設するための予算措置を採ることは、尚早であり、たとえ調査費であつても着工を前提とする調査費予算計上は慎重にするべきであると思うがどうか。右質問する。

内閣衆議院第四第一号

昭和五十六年一月三十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員章川昭三君提出関西新空港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員章川昭三君提出関西新空港に関する質問に対する答弁書

一及び二について

関西国際空港計画について、昭和五十六年度予算政府案編成作業の過程において、大蔵省と運輸省が種々検討、調整を行つたが、御指摘のような事実はない。

三について

泉州沖で関西国際空港を建設する場合の同空港の地震に対する安全性については、航空審議会においても専門的、技術的見地から十分検討しており、政府としては同空港の安全を確保するため最大の努力を払つてゐるところである。

四及び五について

昭和五十五年十一月に発表した関西国際空港の建設計画案は、護岸及び埋立地の耐震性についても専門的、技術的見地からその設計等について十分検討して策定している。なお、同計画案においては埋立地の地盤改良については修正していない。

六について

関西国際空港の位置について、航空審議会は、泉州沖、神戸沖及び播磨灘の三候補地について総合的に検討し、泉州沖の海上が最も望ましいと答申しており、政府としては、この答申の趣旨に沿つて調査を行つてゐる。

昭和五十六年度予算政府案においては、関西国際空港計画について、取りあへず泉州沖案を基礎として、土質、地盤等に関する所要の調査を実施するために必要な経費を計上している。右答弁する。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横手文雄君提出日韓大陸棚開発の強力的推進に関する質問に対する答弁書

日韓大陸棚開発の強力的推進に関する質問主文書

右の質問主文書提出する。

昭和五十六年一月二十四日

提出者 横手 文雄

衆議院議長 福田 一殿

日韓大陸棚開発の強力的推進に関する質問主文書

日韓大陸棚開発協定は、昭和四十九年一月に調印され、五十二年六月に至つて漸く発効したものであるが、その後における開発の進捗状況を見るに、昨年に入つて日本側が一本、韓国側が一本、合計二本の試掘を行つただけであり、また、今年も韓国側が二本、日本側が一本、合計三本の試掘を行う方針を立ててゐるだけと伝えられており、その開発ペースは遅々として進んでゐない。

これを北海油田の開発の例に見ると、イギリスは着工後十年間に四百数十本の試掘を行い、九十八本目にして初めて湧出したと言われている。また、現在の技術水準から言つて、百本掘つて二、三本石油が出てくれば成功であると言ふのが、今

日の石油開発の常識とされている。ところが、日韓大陸棚の開発では、一年がかりで二本とか三本しか掘らなかつたと言ふことになり、かくては代替エネルギーの開発、省エネルギー、輸入石油供給源の確保などと並んでエネルギー政策の柱とされている国産原油の開発は、真に前途遠くと言ふよりはかない。

折しも、我が国が石油の七〇％以上を依存している中東地域においては、イラン・イラク戦争が長期化しており、もし戦火がやまずホルムズ海峡が封鎖されるような事態になるならば、我が国経済は立ち所に頓挫し、国民生活はたちまち大混乱に陥るであらうことは明らかであり、このことは韓国においてもまた、同様と見るべきである。つては、この際、次の諸点に関し、政府の責任ある見解を承りたい。

一 我が国は、石油の九八・八％を海外に依存し、しかもそのうち七〇％以上を政情極めて不安な中東地域に依存し、その上絶えずこれら産油国の恣意により供給の削減や価格の高騰に脅かされてゐる。かくて我が国経済は、国際収支の赤字やインフレとデフレが共存するスタグフレーションの危機にさらされてゐるのである。これを克服するためには万難を排し、まず石油の自給自足を最小限にしろ達成することが緊急不可欠の要件である。従つて、日韓大陸棚の開発は、最重要な国策事業であり、国は総力を結集してこれを推進すべきものと考えるがどうか。

二 昭和四十三年の十月から十一月にかけて行われたエカフェ（国連アジア経済委員会）の海底調査によると、日韓大陸棚は地質構造上中東油田に匹敵する有望な油田地帯と報告され、また、昨年の二本の試掘の結果でも、石油の存在する兆候が認められたとして、極めて有望視されている。従つて、今後は韓国政府と相図り、昨年における第五小区域に一本、第七小区域に一本と言

つたような、慢々な工事振りでなく、すべからず全区域にわたり同時並行的に試掘を行い、早急に油田を掘り当てるように必要にして十分な手段を講ずべきであると考えるがどうか。

三 日韓大陸棚の場合、日韓双方が使用している掘削船は、日本海洋掘削株式会社が所有している第三白竜丸一隻だけで、これを交互に使用しているのが現状である。これでは一年がかりで二本とか三本しか掘れないのは当り前であり、かくては国産原油の開発に対する政府の熱意を疑わざるを得ない。

かかる現状を打開し、日韓大陸棚の開発を強力に推進するためには、日韓双方が専用の掘削船を少なくとも二隻位づつ保有すべきであり、このためには取り敢えず外国の掘削船をチャーターするとか、また、直ちに国内で掘削船の建造に着手するとか、即刻所要の対策を講ずべきであると考えるがどうか。

四 現在、日韓大陸棚の開発は、日本石油開発株式会社が自社のリスクでこれに当たっているが、これをバック・アップする国の体制が必ずしもできていない現状である。石油の試掘は一本掘るのに二十億円から三十億円も要し、また、掘削船一隻の建造費は最新式のもので約百五十億円もかかると言われるほど、巨額の資金を必要とし、これは一民間会社の資金をもつてしては到底その負担に堪え得るものではないと思量される。

従つて、政府は石油公団の資金を極力これに投入できるよう措置するとともに、日本石油開発株式会社に対し石油公団からの資金の借入について、これを積極的に助言、指導すべきであると考えるがどうか。

五 日韓大陸棚協定の批准に当たっては、国際紛争の可能性のある地域に対する石油公団の援助はしないとの附帯決議があり、当時の通産大臣は、中国との間に領有権のトラブルがあるうち

は石油公団の金を使うことに否定的な発言をしている。

しかしながら、昨年十一月に行われた日中間の事務レベル協議で日韓大陸棚の問題が初めて取り上げられ、中国側は日本の困難な石油事情に理解を示し、日韓大陸棚の開発については敢えて異を唱えずこれを容認する態度を示したとされている。この点から見ると、石油公団の資金を投入することは、これにより日中友好関係を損なうおそれはなく、何ら差支えないと考えるがどうか。

六 日韓大陸棚の開発を進めていくためには、漁業関係者との調整、海洋汚染等環境整備の問題を無視することはできない。

昨年十二月に行われた日韓大陸棚共同委員会第三回年次会議でもこの問題が真剣に討議され、十分な対策が準備されたと聞くが、その対策というのはいったいかなる内容のものであるか。

七 日韓大陸棚の開発は、日韓両国の共同事業であるから、日韓両国間に意思疎通と協力精神が十分に確保されることが、この事業を成功させる大前提と言ひべきである。

この意味において、日韓大陸棚共同委員会の運営の積極化と円滑化を図るとともに、我が国としては、これを一民間会社だけに任せず、我が国の経済力、技術力等、それらを総合的に結集して、一日も早くこれを成功させるようその対策に万全を尽くすべきであり、また、一方、韓国に対しても例えば掘削船の建造費用について円借款を供与する等、能うる限り経済協力、技術協力を惜しむべきでないと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆議院第四第六号

昭和五十六年二月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十六年二月十日 衆議院会議録第五号 朗読を省略した議長報告

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員横手文雄君提出日韓大陸棚開発の強力な推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横手文雄君提出日韓大陸棚開発の強力な推進に関する質問に対する答弁書

一 日韓大陸棚における石油資源は、わが国にとつて最も安定的なエネルギー供給源であることにかんがみ、政府としても、日韓大陸棚における石油開発ができるだけ早期に成功することを期待しているところであり、その円滑な推進を図る見地から、必要に応じ、関係企業に対し、所要の指導、助言等を行つていくところである。

二 日韓大陸棚における具体的な探鉱作業は、

一 昨年初めに開始されたばかりであり、このような初期の段階においては、最も有望とみられる地点を中心に物理探査及び試掘を行い、その結果についての十分な技術的な解析を踏まえて、次の試掘に移行するという手順が通常である。

2 日韓大陸棚共同開発は、基本的には両国の開発権者により進められることとなつていて、政府としても、これに対し必要な指導、助言等を行うことにより、その早期促進を図つていくところである。

三 日韓大陸棚の確保の重要性は、将来における試掘

井の増加に際し高まつていくことになる。具体的な対策については、その時点で関係企業が適切な努力を払うことが期待されるが、政府としても、所要の助言、指導等を行つてまいりたい。

四及び五について

1 日韓大陸棚共同開発については、現在、物

理調査を経て試掘を始めたばかりの段階であり、探鉱資金については、開発を進めている企業の内部資金によつて賄われている。

2 当面、当該企業において、資金負担上特段の問題が生じているわけではなく、石油公団の投資の要望も出てきていない。

3 将来の問題として、関係企業から石油公団の投資への具体的な要請が出てくるような場合には、その時点で慎重に検討を行うこととしたが、その際、昭和五十年三月の石油開発公団法の一部を改正する法律案に対する衆議院商工委員会の附帯決議を十分に尊重して対処することとした。

4 昨年十一月の日中間の事務レベル合意においては、我が方より日韓大陸棚共同開発について従来からの我が国の立場及び開発の現状を中国側に説明したところ、中国側は、これに対し従来からの原則的立場を述べるにとどまつた次第である。

六 日韓大陸棚の開発は、日韓両国の共同事業であるから、日韓両国間に意思疎通と協力精神が十分に確保されることが、この事業を成功させる大前提と言ひべきである。

この意味において、日韓大陸棚共同委員会の運営の積極化と円滑化を図るとともに、我が国としては、これを一民間会社だけに任せず、我が国の経済力、技術力等、それらを総合的に結集して、一日も早くこれを成功させるようその対策に万全を尽くすべきであり、また、一方、韓国に対しても例えば掘削船の建造費用について円借款を供与する等、能うる限り経済協力、技術協力を惜しむべきでないと考えるがどうか。

右質問する。

七 日韓大陸棚の確保の重要性は、将来における試掘

井の増加に際し高まつていくことになる。具体的な対策については、その時点で関係企業が適切な努力を払うことが期待されるが、政府としても、所要の助言、指導等を行つてまいりたい。

四及び五について

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 朗読を省略した議長の報告

れている実務者間の協議等の場を通じ幅広い意見交換が行われているところであり、今後とも協力体制を更に緊密なものにしてまいりたい。

なお、本件共同開発を成功させるために必要とされるような経済協力、技術協力については、手続上まず韓国側より具体的要請があることが前提となる。

右答弁する。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンに対する不正な行政措置に関する質問に対する答弁書

丸山ワクチンに対する不正な行政措置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

提出者 草川 昭三

衆議院議長 福田 一殿

丸山ワクチンに対する不正な行政措置に関する質問主意書

丸山ワクチンの製造承認の申請が行われたのは昭和五十一年十一月のことである。それから、既に四年二カ月の歳月が経過している。しかもその審査は、窓口から一歩も進んでいない現況にある。丸山ワクチンを永遠に幻のワクチンとして葬るために、かかる不正な行政措置がとられているのではないかと、この疑問の生ずるのも当然である。

私は、十二万八千人の丸山ワクチン使用患者と国民一般の持つ疑念を一日も早く解消すべく、再三にわたり質問を行い、質問主意書も提出し、政府に対し、その公正さを立証させる機会を与えてきた。しかし、政府は、一層疑念を深めるような答弁に終始し、かえって自らの不正な措置を立証する立場に固執している。このため、東京大学法学部教授篠原一氏を代表とする丸山ワクチンの

製造承認を求める四万名の署名簿が厚生大臣に提出されるに至つたことも、周知のとおりである。

園田厚生大臣は、昨年十一月五日の本院社会労働委員会において、がん撲滅の悲願をこめた国民運動まで生み出した丸山ワクチンの審査の経緯と、奇怪とも思われるその内容に関して、「裏の裏まで私はのみ込んでおるつもりでございます。したがって、今後は差別待遇であるとか、いやがらせ、これは絶対にさせないことを、ここで誓います。」と私に答えられている。私は、この答弁が誠意と真実に満ちたものと率直に了解している。しかし、不幸なことに、この園田厚生大臣の答弁すらも、深い疑念の霧の中に消え去るかのよう。不正な行政措置が依然として進行している。

従つて、右の答弁を踏まえ次の事項について質問する。

一、昨年十二月六日、一部の新聞紙上において丸山ワクチンの有効性についての報道がなされた。この報道には、厚生省薬務局長の報道内容に対する肯定的なコメントも併せて掲載されている。このことは、報道それ自身が丸山ワクチンに反対する厚生省のプレス・キャンペーンの一環とも推測できるが、いずれにしても、これらの報道に含まれる厚生省当局の言動は不謹慎であり、さきの園田厚生大臣の答弁からも極めて遺憾である。政府の所見を伺いたい。

二、園田厚生大臣は、丸山ワクチンに対する公正な審査を約束している。しかるに、私の質問主意書には意図的に答えず、しかも中央薬事審議会の審査内容の一部を事実上公表する形をとつた。このような態度は、私が従来から指摘するとおり、まさに不正な行政措置の新しい進展を物語るものである。とすれば、問題の解決は、今や、行政レベルではなく、全く別の次元での解決を断念せざるを得ないとも考えられる。政府の所見を伺いたい。

三、さきの質問主意書において、丸山ワクチンとピシバニール及びクレスチンの三者を比較対照

した説明を求めたが、政府はその答弁を回避した。もし、政府から懇切な説明がなされていれば、丸山ワクチンの製造承認の遅れざるを得ない理由について、その時点で既に国民の理解と納得を得られていたかもしれない。この際、三者の比較対照について、結論だけを一方的に主張する態度を改め、懇切、具体的に説明する答弁を再度求めたい。

四、第八十二回国会の参議院社会労働委員会において当時の薬務局長は、抗悪性腫瘍剤の製造承認について、「がんの特殊性ということからいまして、……多少とも有効性があればこれを何とか使いたいという一般の需要が非常に強い」という面も、事柄に影響している……と述べ、クレスチンの製造承認については、「二〇％ないし三〇％の有効率、効いた率が二、三〇％というところでございますけれども、著しい特徴といましては、他の制がん剤に見られるような重篤な副作用が全く認められない、つまり、無毒性というところにある……」と述べている。この答弁は、抗悪性腫瘍剤の有効性と安全性についての政府の考え方を示すものと理解しているが、丸山ワクチンの審査に対し、この考え方がなぜ適用されないのか、あるいは、この考え方は変更されているのか、政府の所見を伺いたい。

五、丸山ワクチンに対する審査の基準について政府は、「当初化学療法剤として審査し、その後免疫療法剤としての審査に切り替えたという事実はない。」と答弁している。そこで、「丸山ワクチンに関する限り審査基準を今後とも変更する考えはない」としてよくかといえ、より適切な抗悪性腫瘍剤の審査基準が確立された場合には、この基準に基づいて審査することができると答えている。現に、免疫療法剤の承認審査に資することを目的とした研究が行われ、昨年四月にはその研究成果が報告されていることも、政府の答弁に示されている。従つて、従

来の審査基準に基づいて追加資料を要求し、これを提出すれば、新たな審査基準に基づいて新たな追加資料を要求するという手段を繰り返せば、丸山ワクチンの製造承認を永久に葬ることが可能である。かりに、このような手段を用いるならば（いままでも、これに類する手段が、丸山ワクチンの審査に加えられているように推測できるが）、他の免疫療法剤の製造承認と比較し、著しい不正な行政措置となることは明らかである。政府の所見を伺いたい。

内閣衆議院第四号

昭和五十六年二月六日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンに対する不正な行政措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出丸山ワクチンに対する不正な行政措置に関する質問に対する答弁書

一、御指摘の厚生省薬務局長の談話は、中央薬事審議会における「SSM-注射液」の審議を踏まえてなされた発言内容が報道されたものである。

二、二について

医薬品の製造の承認については、中央薬事審議会において、医学、薬学等の専門水準に照らし、公正な立場から審議が行われてきており、「SSM-注射液」についてもその審議結果を尊重して対処することとしている。

三、三について

クレスチン及びピシバニールについては、中央薬事審議会において審議された結果、総合的評価において有効性が認められるとされたが、

「SSM—注射液」については、中央薬事審議会において、その有効性を確認するには未だ資料が不十分であるとされ、現在追加資料の提出を求め、なお審議を継続しているところであり、

「SSM—注射液」の評価の内容等については、
適当な時期に明らかにしたいと考えている。

四について

抗悪性腫瘍剤の承認についても、その有効性と安全性を比較衡量の上、医療上の価値を判断して行うものであり、この原則に変更はない。

五について

「SSM—注射液」については、中央薬事審議会において、抗悪性腫瘍剤に関する基準に基づいて公正な立場から審議が行われてきており、

その結果未だその有効性を確認するに至つていないものであつて、御指摘のような不正な行政措置にはならないと考えている。

右答弁する。

昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)

右

国会に提出する。

昭和五十六年一月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

第2条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」及び各省各庁の「予定経費補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第3条 昭和55年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和55年度において公債を発行することができる限度額「6,785,000,000千円」を「6,955,000,000千円」に改める。

2 昭和55年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「昭和55年度の公債の発行の特例に関する法律」の規定により公債を発行することができる限度額「7,485,000,000千円」を「7,315,000,000千円」に改める。

第1条 既定の昭和55年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

昭和55年度一般會計補正予算
予算總則補正

区 分	補 正 額				改昭和55年度 予算額(千円)
	昭和55年度成 立予算額(千円)	追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)	
歳 入	42,588,843,011	1,507,656,946	△ 415,133,308	1,092,523,638	43,681,366,645
歳 出	42,588,843,011	1,208,412,061	△ 115,888,423	1,092,523,638	43,681,366,645

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
總 理 府	雑 収 入	諸 収 入	特別会計受入金	0 0 979,000,000 979,000,000	△ 133,308 △ 133,308 △ 210,000,000 △ 208,000,000	△ 133,308 △ 133,308 769,000,000 771,000,000
大 蔵 省	租 税 及 印 紙 収 入	租 税	所得 税 所 得 税	684,000,000 250,000,000	0 0	684,000,000 250,000,000

酒 揮 油 稅	石 油 稅	物 品 稅	有 價 証 券 取 引 稅	関 稅	印 紙 收 入	日本専売公社納付金	雜 收 入	公 債 金	前年度剰余金受入	農 林 水 産 省	運 輸 省
0	0	17,000,000	0	28,000,000	0	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	雜 收 入	政府資産整理収入
△ 25,000,000	△ 42,000,000	0	△ 50,000,000	0	0	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	諸 收 入	回收金等収入
△ 25,000,000	△ 42,000,000	0	△ 50,000,000	0	△ 2,000,000	0	0	△ 170,000,000	0	特別會計受入金	貸付金等回收金収入
△ 25,000,000	△ 42,000,000	17,000,000	△ 50,000,000	28,000,000	△ 91,000,000	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	前年度剰余金受入	
△ 25,000,000	△ 42,000,000	17,000,000	△ 50,000,000	28,000,000	△ 91,000,000	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	計	
△ 25,000,000	△ 42,000,000	17,000,000	△ 50,000,000	28,000,000	△ 91,000,000	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	前年度剰余金受入	
△ 25,000,000	△ 42,000,000	17,000,000	△ 50,000,000	28,000,000	△ 91,000,000	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	特別會計受入金	
△ 25,000,000	△ 42,000,000	17,000,000	△ 50,000,000	28,000,000	△ 91,000,000	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	回收金等収入	
△ 25,000,000	△ 42,000,000	17,000,000	△ 50,000,000	28,000,000	△ 91,000,000	24,434,205	4,506,169	170,000,000	326,456,008	貸付金等回收金収入	

郵 政 省	租 税 及 印 紙 收 入	印 紙 收 入	印 紙 收 入			
				0	△ 35,000,000	△ 35,000,000
				0	△ 35,000,000	△ 35,000,000
				0	△ 35,000,000	△ 35,000,000
歳 入 補 正 額 總 計				1,507,666,946	△ 415,133,308	1,092,523,638

歳 出

所 管	組	織	項	補 正			差 引	額 (千円)
				追 加 額 (千円)	修 正 減 少 額 (千円)	額 (千円)		
皇 國 會	室 議 院	費 院	官 衆 議 院 施 設 費	62,300	0	62,300		
			衆 議 院 施 設 費	399,611	△ 23,648	375,963		
			參 議 院 施 設 費	0	△ 26,265	26,265		
			計	399,611	△ 49,913	349,698		
			參 議 院 施 設 費	206,590	△ 12,598	192,992		
皇 國 會	室 議 院	費 院	計	0	△ 6,581	6,581		
			國立國會圖書館	206,590	△ 19,179	186,411		
			國立國會圖書館	81,796	△ 28,270	52,526		
			國立國會圖書館	0	△ 4,798	4,798		
			計	81,796	△ 34,068	47,733		
皇 國 會	室 議 院	費 院	裁判官訴訟委員會	0	△ 320	320		
			裁判官訴訟委員會	0	△ 211	211		
			裁判官訴訟委員會	686,997	△ 103,686	583,311		
			計	0	△ 211	211		
			裁判官訴訟委員會	741,406	△ 44,375	697,031		
皇 國 會	室 議 院	費 院	最高裁判所	1,860,077	△ 38,927	1,821,150		
			下級裁判所	0	△ 45,820	45,820		
			裁判所施設費	0	△ 6,013	6,013		
			計	0	△ 6,013	6,013		
			裁判所施設費	2,601,483	△ 136,135	2,466,348		

[illegible]

昭和五十六年二月十日 衆議院會議錄第五号 昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年度一般會計補正予算(案)及その回報告書

一一四

防 衛 施 設 庁	装 備 品 等 整 備 諸 費	0	△	132,480	△	132,480
	施 設 整 備 等 附 帶 事 務 費	0	△	79,791	△	79,791
	研 究 開 発 費	0	△	353,887	△	353,887
	計	38,987,839	△	2,561,161		36,426,678
	防 衛 施 設 庁	383,618	△	10,209		373,409
	調 達 勞 務 管 理 費	0	△	148,765	△	148,765
	施 設 運 営 等 関 連 諸 費	0	△	351,363	△	351,363
	提 供 施 設 移 設 整 備 費	0	△	7,078	△	7,078
	計	383,618	△	517,415	△	138,797
	経 済 企 画 研 究 所	0	△	86,323	△	86,323
経 済 企 画 庁	経 済 研 究 計	0	△	8,779	△	8,779
	計	0	△	85,102	△	85,102
	科 学 技 術 施 設 庁	0	△	52,227	△	52,227
	科 学 技 術 振 興 費	0	△	48	△	48
	科 学 技 術 研 究 費	161,179	△	503,947	△	342,768
	特 別 研 究 促 進 調 整 費	0	△	33,750	△	33,750
	海 洋 開 発 調 査 研 究 促 進 費	4,567	△	23,188	△	18,621
	原 子 力 平 和 利 用 研 究 促 進 費	1,220,509	△	110,323		1,110,180
	国 立 機 関 原 子 力 試 験 研 究 費	0	△	1,072	△	1,072
	放 射 能 調 査 研 究 費	1,096	△	3,167	△	2,071
科 学 技 術 施 設 研 究 所	科 学 技 術 研 究 所	306,701	△	3,658		303,043
	科 学 技 術 研 究 所	0	△	1,928	△	1,928
	科 学 技 術 研 究 所	0	△	2,571	△	2,571
	計	1,694,052	△	735,885		958,167
	環 境 保 全 調 査 研 究 促 進 調 整 費	0	△	119,223	△	119,223
	環 境 保 全 調 査 研 究 促 進 調 整 費	0	△	5,812	△	5,812
	計	0	△	125,035		125,035
	環 境 保 全 調 査 研 究 促 進 調 整 費	0	△	119,223	△	119,223
	環 境 保 全 調 査 研 究 促 進 調 整 費	0	△	5,812	△	5,812
	計	0	△	125,035		125,035

沖 繩 開 発 庁	国立機関公害防止等試験研究費	0	△	77,441	△	77,441
	公害防止等調査研究費	0	△	17,574	△	17,574
	自然公園等管理費	0	△	201,362	△	201,362
	自然公園等施設整備費	0	△	758	△	758
	環境庁研究所	16,328	△	55,258	△	38,930
	計	16,328	△	477,428	△	461,100
	沖 繩 開 発 庁	88,650	△	172,666	△	84,016
	沖繩振興開発総合調査費	0	△	7,500	△	7,500
	沖繩教育振興事業費	0	△	6,018	△	6,018
	沖繩保健衛生等対策諸費	0	△	273	△	273
	沖繩農業振興費	0	△	76	△	76
	沖繩開発事業指導監督費	0	△	2,782	△	2,782
	沖繩治水事業工事諸費	9,144	△	270		8,874
	沖繩道路事業工事諸費	11,114	△	492		10,622
	沖繩港湾空港整備事業工事諸費	3,098	△	244		2,854
国 土 庁	沖繩公園事業工事諸費	253	△	99		154
	沖繩土地改良事業工事諸費	5,826	△	281		5,545
	計	118,085	△	190,701	△	72,616
	国土庁	0	△	343,859	△	343,859
	災害対策総合推進調整費	0	△	9,000	△	9,000
	国土計画基礎調査費	0	△	38,250	△	38,250
	定住構想推進調査費	0	△	20,000	△	20,000
	国土調査費	0	△	125,067	△	125,067
	豪雪地帯対策特別事業費	0	△	5,250	△	5,250
	振興山村開発総合特別事業費	0	△	10,275	△	10,275
離 島 振 興 特 別 事 業 費	小笠原諸島振興事業費	0	△	2,598	△	2,598
	離島振興特別事業費	0	△	9,829	△	9,829

昭和五十六年二月十日 衆議院會議錄第五号 昭和五十五年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

六

[illegible]

昭和五十六年二月十日 衆議院會議錄第五号 昭和五十五年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書

厚 生 省	厚 生 本 省	文 化 庁		△	△	△	△
		国立婦人教育会館	計				
	厚生省	国立婦人教育会館	23,611	△	1,406	22,205	
	厚生省	文化庁施設費	145,092	△	61,949	83,143	
	厚生省	文化庁振興費	61,691	△	30,351	21,340	
	厚生省	文化財保存事業費	0	△	16,840	16,840	△
	厚生省	文化財保存施設整備費	0	△	124,362	124,362	△
	厚生省	国立博物館施設費	0	△	156,517	156,517	△
	厚生省	国立博物館施設費	50,270	△	120,126	120,126	△
	厚生省	国立博物館施設費	0	△	20,316	29,954	
	厚生省	国立美術館施設費	32,770	△	166	166	△
	厚生省	国立美術館施設費	0	△	8,941	23,829	
	厚生省	文化庁研究所施設費	22,316	△	28	28	△
	厚生省	文化庁研究所施設費	0	△	2,494	19,822	
	厚生省	文化庁芸術院	0	△	1,517	1,517	△
	厚生省	計	157,047	△	31,663	31,663	△
	厚生省	文部省所管補正額合計	79,707,620	△	513,321	356,274	△
	厚生省	厚生省統計調査費	671,358	△	155,981	515,377	
	厚生省	科学研究所費	31,985	△	11,622	20,363	
	厚生省	保健衛生諸費	461,384	△	31,886	429,508	
	厚生省	結核医療費	2,163,382	△	106,514	2,056,818	
	厚生省	結核医療費	0	△	394	394	△
	厚生省	結核医療費	12,831	△	10,838	1,993	
	厚生省	結核医療費	8,045	△	6,983	1,062	
	厚生省	国立病院及療養所施設費	10,233,445	△	543,988	9,689,457	△
	厚生省	国立病院及療養所施設費	0	△	37,230	37,230	
	厚生省	国立病院及療養所施設費	410,740	△	25,646	385,094	
	厚生省	身体障害者保護費	642,433	△	20,446	621,987	

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年第一般會計補正予算(案)及び同報告書

人 福 祉 費	14,790,665	△	13,655	14,777,010
婦 人 保 護 費	40,715	△	965	39,750
社 会 福 祉 諸 費	101,989	△	78,479	23,460
社 会 福 祉 施 設 整 備 費	0	△	146	146
災 害 救 助 等 諸 費	0	△	819	319
児 童 保 護 費	2,858,684	△	24,945	2,883,739
特別児童扶養手当等給付諸費	7,816	△	3,562	4,254
児童扶養手当給付諸費	38,757	△	593	38,164
社会保険国庫負担金	41,874	△	0	41,874
厚生年金基金等助成費	0	△	9,628	9,628
国民健康保険助成費	14,206,230	△	1,474	14,204,756
国民年金国庫負担金	1,366,302	△	68,699	1,297,603
遺族及留守家族等援護費	0	△	14,781	14,781
農業者年金実施費	645	△	3,351	2,706
計	48,089,190	△	1,172,135	46,917,055
厚生本省試験研究費	0	△	25,412	25,412
血清等製造及検定費	7,923	△	1,688	6,235
厚生本省試験研究所施設費	0	△	409	409
計	7,923	△	27,509	19,586
検 疫 所 費	7,077	△	9,288	2,211
国立らい療養所運営費	382,894	△	5,451	387,413
国立らい療養所施設費	0	△	1,739	1,739
計	382,894	△	7,270	385,624
国立更生援護機関	57,056	△	5,239	51,767
国立更生援護所施設費	0	△	1,114	1,114
計	57,056	△	6,403	50,653
地 方 医 務 局	0	△	686	686

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

昭和五十六年二月十日 衆議院會議錄第五号 昭和五十五年度一般會計補正予算(第一号)及び同報告書

農林水産本省検査指導機関	地方農政局	北海道的統計情報事務所	食糧	林野	水産	農林水産本省検査指導所施設費			農林水産本省検査指導所施設費		
						計	地方農政局	海岸事業工事諸費	土地改良事業等工事諸費	計	北海道的統計情報事務所
						84,476	△	29,523	54,953		
						0	△	685	685		
						84,476	△	30,208	54,268		
						728,497	△	7,407	721,090		
						0	△	107	107		
						130,150	△	4,006	126,144		
						858,647	△	11,520	847,127		
						27,363	△	478	26,885		
						33,514	△	5,495	28,019		
						0	△	104,374	104,374		
						33,514	△	108,869	76,355		
						62,979	△	24,922	38,057		
						184,834	△	329,016	184,682		
						0	△	1,771	1,771		
						2,073,000	△	0	2,073,000		
						478,000	△	0	478,000		
						216,481	△	2,919	213,562		
						2,964,794	△	358,628	2,606,166		
						44,515	△	88,807	44,292		
						0	△	1,164	1,164		
						0	△	19	19		
						474,372	△	34,864	439,508		
						1,738,152	△	681,178	1,054,974		
						2,750,000	△	0	2,750,000		
						0	△	798	798		
						2,808,000	△	0	2,808,000		
						2,000	△	0	2,000		
						72,667	△	3,272	69,395		

農 林 水 産 省 所 管 補 正 額 合 計	真 珠 検 査 所 校		水 産 大 学 校		北海道さけ・ますふ化場		計	
	0	△	28	△	23			
	55,931	△	3,659		52,272			
	8,995	△	4,425		4,570			
	7,952,682	△	818,209		7,134,422			
	201,134,362	△	8,818,573		192,315,789			
通 商 産 業 省	通 商 産 業 本 省		通 商 産 業 本 省 検 査 所		通 商 産 業 本 省 検 査 院		計	
	0	△	251,357	△	251,357			
	0	△	13,640	△	13,640			
	0	△	237,384	△	237,384			
	0	△	1,447	△	1,447			
	0	△	65,609	△	65,609			
	0	△	81,473	△	81,473			
	0	△	69,345	△	69,345			
	0	△	43,035	△	43,035			
	0	△	6,934	△	6,934			
	0	△	12	△	12			
	0	△	770,236	△	770,236			
	3,602	△	3,732	△	130			
	0	△	6,893	△	6,893			
	0	△	129,416	△	129,416			
通 商 産 業 本 省 検 査 機 関	工 業 技 術 振 興 費		大 型 工 業 技 術 研 究 開 発 費		エ ネ ル ギ ー 技 術 研 究 開 発 費		エ ネ ル ギ ー 技 術 研 究 開 発 費	
	0	△	254,658	△	254,658		218,405	
	0	△	32	△	32			
	270,616	△	173,941	△	86,675			
	0	△	270	△	270			
	270,616	△	788,615	△	512,999			
	0	△	875	△	875			
	0	△	53,011	△	53,011			
	0	△		△				
	0	△		△				
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁								
資 源 エ ネ ル ギ ー 対 策 費								
計								
0								

地 下 資 源 對 策 費	計	特 許 小 企 業 對 策 費	計	通 商 產 業 局	計	鐵 山 保 安 監 督 官 署	計	鐵 山 保 安 監 督 官 署	計	通 商 產 業 省 所 管 補 正 額 合 計	運 輸 本 省	運 輸 本 省 試 驗 研 究 機 關	運 輸 本 省 試 驗 研 究 機 關	運 輸 本 省 教 育 機 關
0	△	350,932	△	7,763	△	281,981	△	532,601	△	281,981	0	0	0	0
0	△	404,818	△	0	△	2,885,968	△	0	△	2,885,968	0	0	0	0
0	△	44,114	△	0	△	5,580	△	0	△	5,580	0	0	0	0
0	△	124	△	0	△	33,485	△	0	△	33,485	0	0	0	0
0	△	790,264	△	0	△	10,012	△	0	△	10,012	0	0	0	0
0	△	790,388	△	0	△	2,322	△	0	△	2,322	0	0	0	0
0	△	21,151	△	0	△	5,580	△	0	△	5,580	0	0	0	0
0	△	790,388	△	0	△	2,322	△	0	△	2,322	0	0	0	0
0	△	790,264	△	0	△	10,012	△	0	△	10,012	0	0	0	0
0	△	124	△	0	△	25,722	△	0	△	25,722	0	0	0	0
0	△	404,818	△	0	△	5,580	△	0	△	5,580	0	0	0	0
0	△	44,114	△	0	△	2,553,987	△	0	△	2,553,987	0	0	0	0
0	△	790,388	△	0	△	489,015	△	0	△	489,015	0	0	0	0
0	△	790,264	△	0	△	334,138	△	0	△	334,138	0	0	0	0
0	△	124	△	0	△	1,679,651	△	0	△	1,679,651	0	0	0	0
0	△	790,388	△	0	△	257,991	△	0	△	257,991	0	0	0	0
0	△	790,264	△	0	△	2,574,545	△	0	△	2,574,545	0	0	0	0
0	△	19,704	△	0	△	19,704	△	0	△	19,704	0	0	0	0
0	△	7,189	△	0	△	7,189	△	0	△	7,189	0	0	0	0
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△	0	0	0	0	0
1,731,000	△	1,731,000	△	2,263,801	△	2,653,203	△	2,263,801	△	2,653,203	0	0	0	0
2,263,801	△	4,916,804	△	0	△	5,850	△	0	△	5,850	0	0	0	0
0	△	5,850	△	0	△	469	△	0	△	469	0	0	0	0
0	△	6,319	△	0	△	6,319	△	0	△	6,319	0	0	0	0
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△	0	0	0	0	0
164,486	△	5,184	△	0	△	159,302	△	164,486	△	159,302	0	0	0	0
0	△	1,509	△	0	△	1,509	△	0	△	1,509	0	0	0	0

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

[illegible]

河川等災害復旧事業工事諸費	119,700	0	119,700
都市災害復旧事業費	4,000	0	4,000
河川等災害関連事業費	2,480,000	0	2,480,000
計	159,268,436	43,037,078	116,231,358
国土地理院	103,304	181,734	28,430
建設本省試験研究所	108,329	17,492	90,837
地方建設官署	282,252	3,736	228,516
公園事業工事諸費	6,858	198	6,660
計	239,110	3,934	235,176
建設省所管補正額合計	159,719,179	43,190,238	116,528,941
自治省	43,662	103,523	59,861
自治本	0	215,632	215,632
自治省	0	99	99
参議院議員通常選挙費	406,920,655	0	406,920,655
参議院議員通常選挙啓発推進費	84,192,000	0	84,192,000
交付税交付金特別会計借入金等利子財源繰入	0	197,712	197,712
地方交付税金交付金	18,363	0	18,363
地方公営企業助成費	441,174,680	515,966	440,657,714
計	0	100,743	100,743
消防施設等整備費補助	0	505,365	505,365
消防研究	0	4,347	4,347
計	0	610,455	610,455
自治省所管補正額合計	441,174,680	1,127,421	440,047,259
歳出補正額総計	1,208,412,061	116,888,423	1,092,523,638

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年度一般會計補正予算(第1号)及び同報告書 昭和五十五年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書 一二八

昭和五十五年度一般會計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、農業保険費、災害復旧等事業費、給与改善費等について追加措置を行う一方、揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入、既定経費について修正減少を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収等を見込むなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公債金については、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債金を一、七〇〇億円増額し、特例公債金を一、七〇〇億円減額しているが、公債発行額一四二、七〇〇億円に異動はない。

本補正の結果、昭和五十五年度一般會計歳入歳出予算は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入		
当初	四二、五八八、八四三百万円	
補正追加	一、三三七、六五七百万円	
修正減少	△ 二四五、一三三百万円	
計	四三、六八一、三六七百万円	
歳出		
当初	四二、五八八、八四三百万円	
補正追加	一、二〇八、四一二百万円	
修正減少	△ 一一五、八八八百万円	
計	四三、六八一、三六七百万円	
一般會計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)		
歳入		
1 租税及印紙収入	七三四、〇〇〇百万円	
2 専売納付金	二四、四三四百万円	
3 政府資産整理収入	一、三八四百万円	
4 雑収入	六、二五〇百万円	
5 前年度剰余金受入	三二六、四五六百万円	

歳出

1 農業保険費	一四八、〇四九百万円
2 災害復旧等事業費	八七、一一四百万円
3 給与改善費	一一、三〇八百万円
4 義務的経費の追加	四四、二三八百万円
5 国債整理基金特別会計へ繰入	一一〇、五三七百万円
6 道路整備特別会計へ繰入	五〇、六一九百万円
7 地方交付税交付金	四〇六、九二二百万円
8 交付税及び護国税配付金特別会計借入金等利子財源繰入	三四、一九二百万円
9 その他の経費	一〇五、四三四百万円
10 揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入の減額	△ 四二、〇〇〇百万円
11 既定経費の節減	△ 七三、八八八百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 小山 長規

昭和五十五年度特別會計補正予算(特第1号)

右
国会に提出する。

昭和五十六年二月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和55年度特別会計補正予算
予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和55年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

大蔵省所管 国債整理基金
大蔵省及び自治省所管 交付税及び譲与税配付金
文部省所管 国立学校
厚生省所管 国厚国立生保院
農林水産省所管 農業共済年保
逓輸省所管 郵便政務登記
郵政省所管 郵便貯金
建設省所管 治道簡易生命保険及郵便年金備水

第2条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」は、別に添附する。

第3条 昭和55年度特別会計予算総則第7条の各特別会計の借入金限度額の表中

郵政事業業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	292,700,000千円
郵便貯金	「郵便貯金特別会計法」第12条の2第2項	148,700,000

を

郵政事業業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	329,300,000千円
-------	--------------------	---------------

に改める。

第4条 昭和55年度特別会計予算総則第9条に定める郵政事業特別会計において給与準則の適用を受ける職員に対して支給する給与の総額「1,156,298,205千円」を「1,179,848,752千円」に改める。

第5条 昭和55年度特別会計予算総則第17条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和55年度の国債（昭和55年度の公債の発行の特例に関する法律）の規定により発行される国債を含む。）に対する運用「2,500,000,000千円」を「3,700,000,000千円」に改め、同項の表中

9 日本国国有鉄道	901,000,000千円	100,000,000千円
-----------	---------------	---------------

を

9 日本国国有鉄道	1,017,000,000千円	100,000,000千円
-----------	-----------------	---------------

に、

12 住宅金融公庫	3,118,200,000千円	44,000,000千円
-----------	-----------------	--------------

を

に、	12 住宅金融公庫	3,058,600,000千円	44,000,000千円
を	17 環境衛生金融公庫	276,700,000千円	0千円
	17 環境衛生金融公庫	260,700,000千円	0千円

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正		額	
				追 加	修 正 減 少	差 引	額(千円)
大 蔵 省	国 債 整 理 基 金	入	他 会 計 よ り 受 入	250,334,697	△ 61,412,240	188,922,457	188,922,457
			運 用 収 入	14,554,589	0	14,554,589	14,554,589
			前 年 度 剩 余 金 受 入	1,826,402	0	1,826,402	1,826,402
			雑 収 入	1,923	0	1,923	1,923
			歳 入 補 正 額	266,717,611	△ 61,412,240	205,305,371	205,305,371
大 蔵 省 及 び 自 治 省	交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金	入	国 債 整 理 基 金 支 出	263,458,963	△ 58,153,582	205,305,371	205,305,371
			他 会 計 よ り 受 入	441,112,655	0	441,112,655	441,112,655
			一 般 会 計 よ り 受 入	441,112,655	△ 7,600,000	441,112,655	441,112,655
			地 方 道 路 税	0	△ 7,600,000	△ 7,600,000	△ 7,600,000

[illegible]

昭和五十六年三月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

1111

国 立 病 院 勘 定 入 出 歳		雑 収 入 入 補 正 額		借 入 金	
-------------------	--	---------------	--	---	--

国民年金勘定入		他会計より受入		施設整備費 国債整理基金特別会計へ繰入		歳出補正額		歳出		歳入	
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302	1,366,302
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699	68,699
1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603	1,297,603
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313	16,313
250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833	250,833
4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291	4,720,291
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689	139,276,689
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587	773,587
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992	29,292,992
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622	4,738,622
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273	20,273
169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995	169,322,995
△	△	△	△	△	△						

[illegible]

郵便貯金	入	事業収入	利子収入	入	108,522,800	△ 571,760	107,951,040
歳入	借入金	借入金	借入金	金	108,522,800	△ 571,760	107,951,040
	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	入	0	△ 148,700,000	△ 148,700,000
					3,252	0	3,252
					3,252	0	3,252
歳出	補正額	補正額	補正額	入	108,526,052	△ 149,271,760	△ 40,745,708
	支払利息金	支払利息金	支払利息金	子	0	△ 42,928,394	△ 42,928,394
	諸支出金	諸支出金	諸支出金	金	0	△ 410,958	△ 410,958
	郵政事業特別会計へ繰入	郵政事業特別会計へ繰入	郵政事業特別会計へ繰入	入	5,805,325	0	5,805,325
簡易生命保険及郵便年金 保険勘定	歳出	補正額	補正額	費	0	△ 4,894,296	△ 4,894,296
					0	△ 9,500,000	△ 9,500,000
					5,805,325	△ 57,783,648	△ 51,928,323
					0		
歳入	保険料収入	保険料収入	保険料収入	料	30,856,044	0	30,856,044
	運用収入	運用収入	運用収入	入	30,856,044	0	30,856,044
					34,075,616	0	34,075,616
					34,075,616	0	34,075,616
歳出	補正額	補正額	補正額	入	64,981,660	0	64,981,660
	保険料費	保険料費	保険料費	費	86,559,539	△ 30,164,358	56,395,181
	郵政事業特別会計へ繰入	郵政事業特別会計へ繰入	郵政事業特別会計へ繰入	入	5,054,097	0	5,054,097
					0	△ 1,500,000	△ 1,500,000
歳出	補正額	補正額	補正額	費	91,613,636	△ 31,664,358	59,949,278

年 金 勘 定 入	掛 金 収 入	掛 金	運 用 収 入	積 立 金 よ り 受 入	歳 入 補 正 額	歳 出 補 正 額	歳 入 補 正 額	歳 出 補 正 額
0	0	△	260	△	260	△	260	△
0	0	△	260	△	260	△	260	△
72,545	72,545	△	76,387	△	76,387	△	3,842	△
72,545	72,545	△	76,387	△	76,387	△	3,842	△
0	0	△	230,981	△	230,981	△	230,981	△
0	0	△	230,981	△	230,981	△	230,981	△
72,545	72,545	△	307,628	△	307,628	△	235,083	△
0	0	△	222,028	△	222,028	△	222,028	△
1,945	1,945	△	0	△	0	△	1,945	△
0	0	△	15,000	△	15,000	△	15,000	△
1,945	1,945	△	237,028	△	237,028	△	235,083	△
8,619,000	8,619,000	△	0	△	0	△	8,619,000	△
8,619,000	8,619,000	△	0	△	0	△	8,619,000	△
317,842	317,842	△	6,771	△	6,771	△	311,071	△
317,842	317,842	△	6,771	△	6,771	△	311,071	△
8,936,842	8,936,842	△	6,771	△	6,771	△	8,930,071	△
8,619,000	8,619,000	△	0	△	0	△	8,619,000	△
885,842	885,842	△	14,259	△	14,259	△	871,583	△
0	0	△	4,616	△	4,616	△	4,616	△
0	0	△	555,896	△	555,896	△	555,896	△
9,504,842	9,504,842	△	574,771	△	574,771	△	8,930,071	△

治 水 勘 定	入	他 会 計 よ り 受 入	一 般 会 計 よ り 受 入	特 定 多 目 的 ダ ム 建 設 工 事 勘 定 よ り 受 入	地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	電 気 事 業 者 等 工 事 費 負 担 金 収 入	歳 入 補 正 額	歳 出 補 正 額	費
歳	出	入	入	入	入	入	入	入	入
歳	入	入	入	入	入	入	入	入	入
歳	出	入	入	入	入	入	入	入	入
歳	入	入	入	入	入	入	入	入	入
歳	出	入	入	入	入	入	入	入	入

昭和五十六年三月十日 衆議院會議録第五号 昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

一 補正予算の要旨
昭和五十五年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、厚生保険特別会計、農業共済再保険特別会計等の十三特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。
特別会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

一八、三七五、一五三

一八、三七五、一五三

補正追加

二六六、七二八

二六三、四五九

修正減少

△ 六一、四二二

△ 五八、一五三

計

一八、五八〇、四五九

一八、五八〇、四五九

2 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

一五、五三三、四四九

一五、五三三、四四九

補正追加

四四三、〇二九

四四三、四二四

修正減少

△ 七、六〇〇

△ 七、九九五

計

一五、九六八、八七八

一五、九六八、八七八

3 国立学校特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

一、二九五、八八四

一、二九五、八八四

補正追加

二二、六七七

二二、六七七

修正減少

△ 五七八

△ 五七八

計

一、三一七、九八三

一、三一七、九八三

4 厚生保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

健康勘定

三、四二七、二六八

三、四二七、二六八

当初

二二九、九三八

一二六、〇八四

補正追加

二二九、九三八

一二六、〇八四

修正減少

△ 二二九、九三八

△ 一二六、〇八四

修正減少 一、二六、六一二
計 三、五二〇、五九四
歳入(百万円) 三、五二〇、五九四
歳出(百万円) 三、五二〇、五九四

5 国立病院特別会計

(1) 病院勘定

当初

二七七、六八六

二七七、六八六

補正追加

五、二〇九

五、二〇九

修正減少

△ 二七七

△ 二七七

計

二八二、六一八

二八二、六一八

(2) 療養所勘定

当初

二四〇、四九八

二四〇、四九八

補正追加

五、〇二四

五、〇二四

修正減少

△ 三〇四

△ 三〇四

計

二四五、二一八

二四五、二一八

6 国民年金特別会計

業務勘定

当初

一、二九一、四八一

一、二九一、四八一

補正追加

一、三六六

一、三六六

修正減少

△ 六八

△ 六八

計

一、二九二、七七九

一、二九二、七七九

7 農業共済再保険特別会計

(1) 農業勘定

当初

六二、三八六

六二、三八六

補正追加

一六九、三四三

一六九、三四三

修正減少

△ 二〇

△ 〇

計

二三一、七〇九

二三一、七〇九

歳入(百万円)

歳出(百万円)

(2) 果樹勘定			
当初	七、〇六三		七、〇六三
補正追加	四、七四三		四、七四三
計	一一、八〇六		一一、八〇六
8 自動車検査登録特別会計			
当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
補正追加	三三、〇四〇	三三、〇四〇	
修正減少	〇	一三三	
計	三三、〇四〇	三三、〇四〇	
9 郵政事業特別会計			
当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
補正追加	三、五七三、六八六	三、五七三、六八六	
修正減少	四八、五二七	三〇、一四三	
計	九二、六三〇	七四、二四六	
10 郵便貯金特別会計			
当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
補正追加	四、〇四六、六七七	四、〇四六、六七七	
修正減少	一〇八、五二六	五、八〇五	
計	四、〇〇五、九三一	三、九九四、七四八	
11 簡易生命保険及郵便年金特別会計			
(1) 保険勘定	歳入(百万円)	歳出(百万円)	
当初	三、八四〇、三七五	一、八四〇、七七四	
補正追加	六四、九三一	九一、六一三	
修正減少	〇	三一、六六四	
計	三、九〇五、三〇六	一、九〇〇、七二三	
(2) 年金勘定	当初	二、二四〇	
補正追加	七三	二	
修正減少	三〇八	二二七	
計	二、〇〇五	二、〇〇五	

12 道路整備特別会計

当初	歳入(百万円)	歳出(百万円)
補正追加	二、一六四、六二〇	二、一六四、六二〇
修正減少	八、九三七	九、五〇五
計	二、一七三、五五〇	二、一七三、五五〇
13 治水特別会計		
(1) 治水勘定	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	九〇五、二五九	九〇五、二五九
補正追加	一、一六二	一、五六九
修正減少	一七	四二四
計	九〇六、四〇四	九〇六、四〇四
(2) 特定多目的ダム建設工事勘定	当初	一八三、六一三
補正追加	一八一	二二九
修正減少	七	六五
計	一八三、七八七	一八三、七八七

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じようとしたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

予算委員長 小山 長規

衆議院議長 福田 一殿

昭和五十五年政府関係機関補正予算(機第1号)

右

昭和三十六年一月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十六年度政府関係機関補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和五十六年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

日本専売公社
日本国有鉄道
住宅金融公庫
環境衛生金融公庫

第2条 昭和五十六年度政府関係機関予算総則第4条の日本専売公社の借入金の限度額は73,000,000千円、を削り、短期借入金の限度額「810,000,000千円」を「515,000,000千円」に改める。

第3条 昭和五十六年度政府関係機関予算総則第8条第1項に定める日本専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額「98,907,074千円」を「94,701,554千円」に、基準外給与の額「58,595,417千円」を「59,801,605千円」に、給与の総額「152,502,491千円」を「154,003,159千円」に改める。

第4条 昭和五十六年度政府関係機関予算総則第12条第1項の日本国有鉄道の借入金等の限度額の表中

長期借入金及び鉄道債券	
イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び政府保証債	1,251,000,000千円
ロ イ以外のもの	691,500,000

を

長期借入金及び鉄道債券	
イ 政府からの長期借入金、政府引受債及び政府保証債	1,367,000,000千円
ロ イ以外のもの	724,500,000

に改める。

第5条 昭和五十六年度政府関係機関予算総則第16条第1項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額「1,047,360,040千円」を「1,066,295,788千円」に、基準外給与の額「584,184,063千円」を「585,594,286千円」に、給与の総額「1,631,544,108千円」を「1,651,890,049千円」に改める。

第6条 昭和五十六年度政府関係機関予算総則第29条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

住 宅 金 融 公 庫	
政府からの借入金 住宅金融公庫財形住宅債券 イ 政府引受債 ロ イ以外のもの	3,161,300,000千円 800,000 49,221,000 2,000,000

を

住 宅 金 融 公 庫	
政府からの借入金 住宅金融公庫財形住宅債券 イ 政府引受債 ロ イ以外のもの	3,101,700,000千円 900,000 40,783,000 2,000,000

に

環境衛生金融公庫	借入金	276,700,000千円
環境衛生金融公庫	借入金	260,700,000千円

を改める。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	項目	補正		額	
		追加額 (千円)	修正減少額 (千円)	差引額 (千円)	
日本専売公社	収入	34,372,969	△ 272		34,372,967
	たばこ事業収入	841,406	0		841,406
	塩収入	35,214,375	△ 272		35,214,103
	給与	2,020,969	0		2,020,969
	たばこ事業費	83,460,053	△ 27,966,986		5,493,967
	塩事業費	9,112,111	△ 219,777		8,892,334
	共通事業費	76,804	0		76,804
	共済費	1,000,000	0		1,000,000
	支出	0	△ 3,500,000	△	3,500,000
	運輸補正額	45,669,937	△ 31,686,463		13,983,474
日本国有鉄道	収入	0	△ 53,841,000	△	53,841,000
	運輸収入	149,000,000	0		149,000,000
	資本勘定より受入額	149,000,000	△ 53,841,000		95,159,000
	給与	37,809,568	0		37,809,568
	営業費	83,909,532	△ 3,469,425		80,440,107

一四二

政府関係機関	款	項	補正額		
			追加額(円)	修正減少額(円)	差引額(円)
資本勘定	保守共補正額	2,645,165	△	21,882,142	△ 19,186,977
		0	△	3,903,698	△ 3,903,698
		124,864,265	△	29,205,265	95,159,000
収入	鉄道債券及借入金	149,000,000	0	0	149,000,000
		149,000,000	0	0	149,000,000
		149,000,000	0	0	149,000,000
住宅金融公庫収入	事業益金	0	△ 4,633,396	△ 4,633,396	△ 4,633,396
		19,247,733	△ 1,018	0	19,246,715
		18,284,000	0	0	18,284,000
事業益金	一般会計より受入	963,733	0	0	963,733
		0	△ 1,018	△ 1,018	△ 1,018
		19,247,733	△ 4,634,414	14,613,319	14,613,319
支出	事業損金	11,807,200	△ 33,602	11,773,598	11,773,598
		0	△ 850,000	△ 850,000	△ 850,000
		11,807,200	△ 883,602	10,923,598	10,923,598
環境衛生金融公庫収入	事業益金	0	△ 1,127,680	△ 1,127,680	△ 1,127,680
		1,349,147	0	1,349,147	1,349,147
		1,251,288	0	1,251,288	1,251,288

支 出	補正額	金 額	補正額	金 額
通 用 収 入	97,859	0	97,859	
1,349,147	△ 1,127,630		221,517	
8,474	△ 696,074	△ 687,600		
0	△ 8,474	△ 8,474		
8,474	△ 704,568	△ 696,074		

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、日本専売公社、日本国有鉄道、住宅金融公庫及び環境衛生金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

二 政府関係機関補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 日本専売公社	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	二、三二四、六四六	二、三八一、一〇四
補正追加	三五、二二四	四五、六七〇
修正減少	〇	三一、六八六
計	二、三五九、八六〇	二、三九五、〇八八
2 日本国有鉄道	収入(百万円)	支出(百万円)
(1) 損益勘定		
当初	三、六二五、六一九	三、六二五、六一九
補正追加	一四九、〇〇〇	一二四、三六四
修正減少	五三、八四一	二九、二〇五
計	三、七二〇、七七八	三、七二〇、七七八
(2) 資本勘定		
当初	二、〇一三、一七六	二、〇一三、一七六
補正追加	一四九、〇〇〇	一四九、〇〇〇
計	二、一六二、一七六	二、一六二、一七六
3 住宅金融公庫	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	八四五、八三八	八六三、五二二
補正追加	一九、二四八	一一、八〇七

修正減少 四、六三五 △ 八八三
八六〇、四五一 △ 八七四、四三六

4 環境衛生金融公庫
当初 収入(百万円) 六〇、六二七 支出(百万円) 六二、〇二九
補正追加 一、三九九 七〇四
修正減少 一、一二七 △ 六一、三三三
計 六〇、八四九 △ 六一、三三三

二 補正予算の可決理由
本補正予算は、当初予算成立後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一殿

予算委員長 小山 長規

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金に
ついでに所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十六年二月十日

提出者

大蔵委員長 綿貫 民輔

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金に
ついでに所得税及び法人税の臨時特例に
關する法律
(所得税の特例)
第一条 個人が、政府から昭和五十五年度の水田
利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、
当該個人の昭和五十五年分の所得税について
は、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号

四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十五年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその

負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約十二億円である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十六年一月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律
(一般会計からの繰入れ)

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金並びに果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に千三百九十二億七千六百六十八万九千円、果樹勘定に四十七億二千三百三万五千円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。次条において「法」という。)第六条第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下この

項において同じ。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、同勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和五十五年度において低温等による水稲、大豆、うんしゅうみかん等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十五年度において農業共済再保険特別会計に生ずる農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に千三百九十二億七千六百六十八万九千円、果樹勘定に四十七億二千三百三万五千円を限り、それぞれ繰り入れる

ことができることとする。同時に、同特別会計の農業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この一般会計からの繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余が生じた場合において、同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないこととしている。

二 議案の可決理由

昭和五十五年度において低温及び長雨等による水稲、大豆、うんしゅうみかん等の減収に伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定の再保険金支払財源に不足をきたすことが見込まれるので、一般会計から同特別会計の農業勘定及び果樹勘定へ再保険金支払財源不足金を繰り入れるとともに、同特別会計の農業勘定の積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとする。これは適切な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十五年度の補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金千三百九十二億七千六百六十八万九千円、同特別会計の果樹勘定への繰入金四十七億二千三百三万五千円を計上するとともに、同特別会計の農業勘定の積立金二百九十二億九千二百九十九万二千円を同勘定の歳入に繰り入れることとしている。

昭和五十六年二月十日

大蔵委員長 綿貫 民輔
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得及び法人税の特例に関する法律案、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案及び同報告書

衆議院會議録第二号(二)中正誤

ハ 段 行 誤 正

三 一 三 実理 公債 公債

三 三 九 公債 公債 公債

四 一 七 結輪 結輪 結輪

四 一 末 第二項 前二項 前二項

衆議院會議録第三号中正誤

ハ 段 行 誤 正

三 三 七 七千八百十六億 七千八百七十六億

四 三 二 支えに 支えた

五 四 八 終結 終始

衆議院會議録第四号中正誤

ハ 段 行 誤 正

六 一 四 質上げ 値上げ

七 三 五 保護する 保障する

昭和五十六年二月十日 衆議院會議録第五号

一四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価一部
三三〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二四三六代
千105